

亀山市公告第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次の予算の要領を公表する。

なお、当該要領は省略し、亀山市総務財政部財務課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和6年11月19日

亀山市長 櫻井 義之

- (1) 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第4号）
- (2) 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第5号）
- (3) 令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）